

- (四) 法第四十三条第一項ただし書及び第四十四条第一項第二号の規定による建築の許可の申請の受理
- (五) 法第四十四条第一項第三号の規定による建築の認定の申請の受理
- (六) 法第四十四条第一項第四号及び第四十七条ただし書の規定による建築の許可の申請の受理
- (七) 法第四十八条第一項から第十二項までのただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請の受理
- (八) 法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による卸売市場等の新築等の許可の申請の受理
- (九) 法第五十二条第九項、第十項及び第十三項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請の受理
- (十) 法第五十二条の二第一項の規定による建築物の容積率の特例の指定の申請の受理
- (十一) 法第五十三条第四項の規定による建築物の建ぺい率の特例の許可の申請の受理
- (十二) 法第五十三条第五項第三号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- (十三) 法第五十三条の二第一項第三号及び第四号(これらの規定を法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請の受理
- (十四) 法第五十五条第二項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請の受理
- (十五) 法第五十五条第三項各号及び第五十六条の二第一項ただし書の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- (十六) 法第五十七条第一項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- (十七) 法第五十九条第一項第三号の規定による建築物の容積率等に関する特例の許可の申請の受理
- (十八) 法第五十九条第四項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- (十九) 法第五十九条の二第一項の規定による建築物の容積率等に関する特例の許可の申請の受理
- (二十) 法第六十八条の三第一項から第三項までの規定による建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- (二十一) 法第六十八条の三第四項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- (二十二) 法第六十八条の四第一項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- (二十三) 法第六十八条の五の二第二項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- (二十四) 法第六十八条の五の四第一項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- (二十五) 法第六十八条の五の四第二項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- (二十六) 法第六十八条の五の五の規定による建築物の建ぺい率の特例の認定の申請の受理
- (二十七) 法第六十八条の七第五項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請の受理
- (二十八) 法第八十五条第三項及び第四項の規定による応急仮設建築物の存続等の許可の申請の受理
- (二十九) 法第八十六条第一項及び第二項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請の受理
- (三十) 法第八十六条第三項及び第四項の規定による複数建築物の容積率等の特例の許可の申請の受理
- (三十一) 法第八十六条の二第一項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請の受理
- (三十二) 法第八十六条の二第二項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- (三十三) 法第八十六条の二第三項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請の受理

- (四) 法第八十六条の五第一項の規定による複数建築物に関する特例の認定等の取消しの申請の受理
- (五) 法第八十六条の六第二項の規定による建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- (六) 建築基準法施行令第三十一条の二第二項の規定による前面道路の特例の認定の申請の受理
- (七) 建築基準法施行令第三十一条の二第三項の規定による壁面線等の特例の認定の申請の受理

二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び(四)から(七)までに掲げるもの(同号(一)、(三)、(六)、(七)及び(八)に掲げる事務にあつては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものを除く。)

	建築基準法第九十条の二第一項の建築主事を置く市町村
--	---------------------------

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十二号

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田県地域振興局設置条例及び保健医療福祉協議会条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「男鹿市」を「男鹿市 潟上市」に改め、「河辺郡」を削る。

一 秋田県地域振興局設置条例(平成十四年秋田県条例第六十八号)第二条第一項の表秋田県秋田地域振興局の項

二 保健医療福祉協議会条例(平成十六年秋田県条例第十五号)第二条の表秋田県秋田地域保健医療福祉協議会の項

(秋田県健康増進交流センター条例の一部改正)

第二条 秋田県健康増進交流センター条例(平成九年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「河辺郡河辺町三内」を「秋田市河辺三内」に改める。

第四条第一項中「河辺町地域振興株式会社」を「河辺地域振興株式会社」に改める。

(秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部改正)

第三条 秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一項の表秋田県秋田地域農業改良普及センターの項中「男鹿市」の下に「、潟上市」を加え、「、河辺郡」を削る。

(秋田県農業試験場条例の一部改正)

**第四条** 秋田県農業試験場条例(平成十一年秋田県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「河辺郡雄和町相川」を「秋田市雄和相川」に改める。

(秋田県花き種苗センター条例の一部改正)

**第五条** 秋田県花き種苗センター条例(平成九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「南秋田郡昭和町豊川龍毛」を「潟上市昭和豊川龍毛」に改める。

(秋田県森林技術センター条例及び秋田県森林学習交流館条例の一部改正)

**第六条** 次に掲げる条例の規定中「河辺郡河辺町戸島」を「秋田市河辺戸島」に改める。

一 秋田県森林技術センター条例(昭和五十二年秋田県条例第三十三号)第一条

二 秋田県森林学習交流館条例(平成七年秋田県条例第十五号)第一条

(秋田県立都市公園条例の一部改正)

**第七条** 秋田県立都市公園条例(昭和五十年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「株式会社雄和町振興公社」を「株式会社雄和振興公社」に改める。

(秋田県流域下水道設置条例の一部改正)

**第八条** 秋田県流域下水道設置条例(昭和五十七年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項中「男鹿市」を「男鹿市 潟上市」に改め、「飯田川町、天王町」及び「河辺郡河

辺町及び雄和町」を削る。

(秋田県営住宅条例等の一部改正)

**第九条** 次に掲げる条例の規定中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。

一 秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)別表第一第一号の表県営追分長沼住宅の項

二 秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)別表秋田県立秋田西高等学校の項

三 秋田県立特殊教育学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第十五号)第二条の表秋田県立養護学校天王みどり学園の項

(秋田県総合教育センター条例の一部改正)

**第十条** 秋田県総合教育センター条例(昭和四十四年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もつて」に、「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。

(秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十一条 秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表岩見発電所の項中「河辺郡河辺町三内」を「秋田市河辺三内」に改める。

#### 附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中秋田県健康増進交流センター条例第四条第一項の改正規定及び第七条の規定 公布の日
- 二 第一条(「河辺郡」を削る部分に限る。)の規定、第二条中秋田県健康増進交流センター条例第一条の改正規定、第三条中秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例第一項の表秋田県秋田地域農業改良普及センターの項の改正規定(「、河辺郡」を削る部分に限る。)、第四条及び第六条の規定、第八条中秋田県流域下水道設置条例第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項の改正規定(「河辺郡河辺町及び雄和町」を削る部分に限る。)並びに第十一条の規定 平成十七年一月十一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月二十二日

秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十三号

秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉施設条例(昭和四十五年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県身体障害者福祉センターの項を削る。

第三条の表中 「秋田県点字図書館

秋田県身体障害者福祉センター」を「秋田県点字図書館」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十七年二月一日から施行する。

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十四号

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは承認」を、「承認若しくは調査」に改める。

別表に次のように加える。

<p>十九 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号。以下「整備政令」という。)第一条の規定による改正後の令(以下「新令」という。)第八十条の規定により知事が行うこととされている薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定による改正後の法(以下「新法」という。)第十二条第一項の規定による許可に係る整備政令附則第九条の規定による申請</p> <p>イ 薬局製造販売医薬品(新令第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。)の製造販売の許可に係るもの</p> <p>ロ 第一種医薬品製造販売業許可(イに掲げる許可を除く。)に係るもの</p> <p>ハ 第二種医薬品製造販売業許可(イに掲げる許可を除く。)に係るもの</p> <p>ニ 医薬部外品製造販売業許可(新令第二十条第二項に規定する医薬部外品に係るものに限る。)に係るもの</p> <p>ホ 医薬部外品製造販売業許可(ニに掲げる許可を除く。)に係るもの</p> <p>ヘ 化粧品製造販売業許可に係るもの</p> <p>ト 第一種医療機器製造販売業許可に係るもの</p> <p>チ 第二種医療機器製造販売業許可に係るもの</p> <p>リ 第二種医療機器製造販売業許可に係るもの</p>	<p>六千六百元</p> <p>十四万六千五百円</p> <p>十二万八千六百円</p> <p>十二万八千六百円</p> <p>六万三千元</p> <p>六万三千元</p> <p>十四万六千五百円</p> <p>十二万八千六百円</p> <p>七万六千二百円</p>
<p>二十 新令第八十条の規定により知事が行うこととされている新法第十三条第二項の規定による許可に係る整備政令附則第九条の規定による申請</p> <p>イ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可に係るもの</p> <p>ロ 医薬品の製造業の許可(イに掲げる許可を除く。)に係るもの</p> <p>(1) 薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第百十五号)による改正後の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)(以下「新省令」という。)第二十六条第一項第三号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(2) 新省令第二十六条第一項第四号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(3) 新省令第二十六条第一項第五号に掲げる区分に係るもの</p>	<p>一万千円</p> <p>八万九千三百円</p> <p>八万三千五百円</p> <p>四万五千七百円</p>

<p>(4) 新省令第二十六条第二項第二号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(5) 新省令第二十六条第二項第三号に掲げる区分に係るもの</p> <p>ハ 医薬部外品の製造業の許可に係るもの</p> <p>(1) 新省令第二十六条第三項第一号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(2) 新省令第二十六条第三項第二号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(3) 新省令第二十六条第三項第三号に掲げる区分に係るもの</p> <p>ニ 化粧品製造業の許可に係るもの</p> <p>(1) 新省令第二十六条第四項第一号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(2) 新省令第二十六条第四項第二号に掲げる区分に係るもの</p> <p>ホ 医療機器の製造業の許可に係るもの</p> <p>(1) 新省令第二十六条第五項第二号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(2) 新省令第二十六条第五項第三号に掲げる区分に係るもの</p> <p>(3) 新省令第二十六条第五項第四号に掲げる区分に係るもの</p>	<p>八万三千五百円</p> <p>四万五千七百円</p> <p>八万六千四百円</p> <p>四万四千二百円</p> <p>二万九千七百円</p> <p>四万四千二百円</p> <p>二万九千七百円</p> <p>八万九千三百円</p> <p>八万三千五百円</p> <p>四万五千七百円</p>
<p>二十一 新令第八十条の規定により知事が行うこととされている新法第十四条第一項の規定による承認に係る整備政令附則第九条の規定による申請</p> <p>イ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>ハ 医療用医薬品(新省令第四十二条第一項第二号に規定する医療用医薬品をいう。)の製造販売に係るもの</p> <p>ニ 医薬品(イからハまでに掲げる医薬品を除く。)の製造販売に係るもの</p> <p>ホ 医薬部外品の製造販売に係るもの</p> <p>ヘ 医療機器の製造販売に係るもの</p>	<p>九十円</p> <p>四万八千六百円</p> <p>二十万二千八百円</p> <p>八万三千五百円</p> <p>四万二千八百円</p> <p>九万五千百円</p>
<p>二十二 新令第八十条の規定により知事が行うこととされている新法第十四条第六項の規定による調査(同条第一項の規定による承認を受けようとする者が受けるものに限る。)又は新法第八十条第一項の規定による調査(製造をしようとする者が受けるものに限る。)に係る整備政令附則第九条の規定による申請</p> <p>イ 医薬品に係るもの</p> <p>(1) 新省令第二十六条第一項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>(2) 新省令第二十六条第一項第四号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>(3) 新省令第二十六条第一項第五号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>(4) 新省令第二十六条第二項第二号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>(5) 新省令第二十六条第二項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>ロ 医薬部外品に係るもの</p> <p>(1) 新省令第二十六条第三項第一号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>(2) 新省令第二十六条第三項第二号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの</p>	<p>四万八千五百円</p> <p>三万二千五百円</p> <p>一万五千円</p> <p>三万二千五百円</p> <p>一万五千円</p> <p>四万八千五百円</p> <p>三万二千五百円</p>

(3) 新省令第二十六条第三項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの  
ハ 医療機器に係るもの

- (1) 新省令第二十六条第五項第二号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (2) 新省令第二十六条第五項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (3) 新省令第二十六条第五項第四号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの

一万五千元  
四万八千五百円  
三万二千五百円  
一万五千元

**第二条** 秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同表二の項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同表六の項から八の項までの規定中「配置販売従事者身分証明書」を「配置従事者身分証明書」に改め、同表十二の項から十八の項までを削り、同表十一の項中「第四条」を「第四十六条」に、「又は医薬品」を「医薬品」に改め、「変更の許可証」の下に「又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同項を同表十二の項とし、同表十の項中「第三条」を「第四十五条」に、「又は医薬品」を「医薬品」に改め、若しくは賃貸業の許可証」を加え、同項を同表十二の項とし、同表十の項中「第三条」を「第四十五条」に、「又は医薬品」を「医薬品」に改め、「変更の許可証」の下に「又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同項を同表十一の項とし、同表九の項の次に次のように加える。

十 法第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請	一万二千元
---	-------

別表十九の項中「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号。以下「整備政令」という。)第一条の規定による改正後の」、「(以下「新令」という。）」、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定による改正後の」及び「(以下「新法」という。）」を削り、「に係る整備政令附則第九条の規定による申請」を「の申請」に改め、同項イ及び二中「新令」を「令」に改め、同項を同表十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第十二条第二項の規定による許可の更新の申請	四千六百元
イ 薬局製造販売医薬品の製造販売の許可に係るもの	十一万二千六百元
ロ 第一種医薬品製造販売許可(イに掲げる許可を除く。 )に係るもの	十万千円
ハ 第二種医薬品製造販売許可(イに掲げる許可を除く。 )に係るもの	十万千円
ニ 医薬部外品製造販売許可(令第二十条第二項に規定する医薬部外品に係るものに限る。 )に係るもの	四万七千円
ホ 医薬部外品製造販売許可(二に掲げる許可を除く。 )に係るもの	四万七千円
ヘ 化粧品製造販売許可に係るもの	四万七千円

ト 第一種医療機器製造販売業許可に係るもの  
 チ 第二種医療機器製造販売業許可に係るもの  
 リ 第三種医療機器製造販売業許可に係るもの

十一万二千六百円  
 十万千円  
 五万三千円

別表二十の項中「新令」を「令」に、「新法」を「法」に、「に係る整備政令附則第九条の規定による申請」を「の申請」に改め、同項ロ(1)中「薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第百十五号)による改正後の」を削り、「(以下「新省令」を「。以下「省令」に改め、同項ロ(2)から(5)まで及び同項ハからホまでの規定中「新省令」を「省令」に改め、同項を同表十五の項とし、同項の次に次のように加える。

十六 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第十三条第三項の規定による許可の更新の申請

イ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可に係るもの

ロ 医薬品の製造業の許可(イに掲げる許可を除く。)に係るもの

五千六百円

(1) 省令第二十六条第一項第三号に掲げる区分に係るもの

五万四千四百円

(2) 省令第二十六条第一項第四号に掲げる区分に係るもの

四万八千六百円

(3) 省令第二十六条第一項第五号に掲げる区分に係るもの

二万九千七百円

(4) 省令第二十六条第二項第二号に掲げる区分に係るもの

四万八千六百円

(5) 省令第二十六条第二項第三号に掲げる区分に係るもの

二万九千七百円

ハ 医薬部外品の製造業の許可に係るもの

(1) 省令第二十六条第三項第一号に掲げる区分に係るもの

五万五千五百円

(2) 省令第二十六条第三項第二号に掲げる区分に係るもの

三万千円

(3) 省令第二十六条第三項第三号に掲げる区分に係るもの

二万二千四百円

ニ 化粧品製造業の許可に係るもの

(1) 省令第二十六条第四項第一号に掲げる区分に係るもの

三万千円

(2) 省令第二十六条第四項第二号に掲げる区分に係るもの

二万二千四百円

ホ 医療機器の製造業の許可に係るもの

(1) 省令第二十六条第五項第二号に掲げる区分に係るもの

五万四千四百円

(2) 省令第二十六条第五項第三号に掲げる区分に係るもの

四万八千六百円

(3) 省令第二十六条第五項第四号に掲げる区分に係るもの

二万九千七百円

十七 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第十三条第六項の規定による許可の区分の変更又は追加の許可の申請

イ 医薬品の製造業に係るもの

(1) 省令第二十六条第一項第三号に掲げる区分に係るもの

七万四百円

(2) 省令第二十六条第一項第四号に掲げる区分に係るもの

六万千七百円

(3) 省令第二十六条第一項第五号に掲げる区分に係るもの

三万千円